

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第18号

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業法第33条の2及び同法施行令第26条の4の規定に基づく京都市水道事業条例第14条に定める料金，京都市公共下水道事業条例第15条に定める下水道使用料その他の上下水道事業の業務に係る」を「次に掲げる」に改め，同条に次の5号を加える。

- (1) 京都市水道事業条例第14条第1項に規定する料金
- (2) 京都市公共下水道事業条例第15条第1項に規定する使用料
- (3) 京都市特定環境保全公共下水道事業条例第15条第1項に規定する使用料
- (4) 京都市上弓削農業集落排水処理施設条例第13条に規定する使用料
- (5) 前各号に掲げるもののほか，水道事業，公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の業務に係る公金

附 則

この規程は，平成29年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)